

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (実証成果の発信) 実施委託業務 仕様書

1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (実証成果の発信) 実施委託業務

2 事業目的

愛知県は、2026 年に開催されるアジア競技大会等を見据え、海外からのゲートウェイとなる中部国際空港島及び周辺地域 (以下「当エリア」という。) を、先端デジタル技術の実証意図があるテック企業、スタートアップ等を誘引する「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」として位置づけ、実証の取組を県内外に横展開し、2030 年に普及が見込まれる各種サービスやソリューションの早期社会実装の実現を目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」(以下「あいちD I」という。) を実施している。

本事業では、これまであいちD I で取り扱ってきたテーマなどの先端デジタル技術を一堂に集め、当エリアの関係者やアジア競技大会・アジアパラ競技大会関係者、空港周辺の事業者等のプレーヤーを招き、技術を体感する場を設定することで、新たな技術の認知度の向上、ビジネス機会の創出を図り、先端デジタル技術の県内での普及を加速させる。

3 業務の内容

(1) あいちD I イベントの実施

以下の展示会・イベントにおいて、あいちD I のこれまでの取組を紹介する展示ブースの設営、出展に係るP R、出展ブースの運営管理の業務を行う。

ア 展示会・イベント (2 回程度)

- ・事業目的で想定するターゲットに効果的に情報発信できる展示会・イベントを選定すること。
- ・うち1回は当エリアで開催され、当エリアの来場者が多く見込める場所において開催されるイベントとすること。
- ・想定される来場者及び展示イメージを提案すること。

イ メッセナゴヤ 2025 への出展

開催日：2025 年 11 月 5 日(水)から 11 月 7 日(金)まで

会 場：ポートメッセなごや (名古屋国際展示場)

小間数及び出展企業数：8 小間・15 企業 程度

※出展企業は、原則として 2022~2025 年度にあいちD I に参加した企業に限る。

※メッセナゴヤ 2025 への出展が困難な場合は、同規模の展示会を選定し、展示ブースの設置を行う。なお、メッセナゴヤ 2025 の出展申込は県で実施する。

4 業務の詳細

(1) あいちD I イベントの実施に関すること

ア 企画設計

- ・あいちD I の実証成果の発信として、来場者の集客を見込める設計・デザインにすること。
- ・可能な限りこれまであいちD I の実証実験で取り組んだ内容やその関連技術（製品・サービス）の展示を行うこと。

イ 装飾

- ・出展ブースの規模及び装飾規定に合わせ装飾すること。

(2) メッセナゴヤ 2025 に関すること

ア 企画設計

- ・あいちD I として一体的な出展であることが分かるようにするとともに、出展者及び来場者の集客を見込める設計・デザインにすること。

イ 装飾

- ・全体の造作は統一感を持たせ、仕切壁、パンチカーペット（カーペット留めを含む）、社名版、展示台（机、白布等）、スポットライト、コンセント、「あいちD I」の表示パネル等を必要に応じて備えること。

ウ レイアウト

- ・出展ブース全体の動線を考慮し、来場者の動線、視認性を考慮した集客力の高いレイアウトとすること。
- ・出展企業の展示に重きを置くレイアウトにすること。なお、各社の展示スペースは展示内容や公平性に留意し、立ち寄りやすい配置とすること。
また、共有スペース（通路やプレゼンテーションスペース）を設置すること。

エ 展示ブースにおけるPR支援

- ・展示ブースに進行役としてスタッフを1名配置すること。（運営スタッフと兼務可）
- ・出展企業がデモンストレーション等を行うにあたり、多くの来場者が集まるよう、実施時間を掲示するなどの工夫を行うこと。

(3) (1) 及び (2) の共通事項

ア 出展企業との連絡調整

- ・出展企業に対し、出展にあたっての事前説明会を開催すること。
- ・充実した展示内容となるよう、また、可能な限り体験型の展示となるよう、出展企業と展示内容につき十分に協議を行うこと。
- ・展示内容のデモンストレーションやプレゼンテーションを実施する場合、効果的にPRできるよう、事前に出展企業と調整すること。

イ 設営

- ・レイアウト等を作成するとともに、機材・工作物の設置、電気工事、ブース装飾など必要な業務及びそれに付随する業務を行うこと。

- ・設営にあたっては、展示会・イベント主催者が定める規則等を遵守すること。

ウ 管理業務

- ・出展ブースを管理する責任者を定め、準備、開催期間、搬出終了まで、県、出展企業及び展示会・イベント主催者と常に連絡が取れるようにすること。
- ・出展ブースにおける出展企業や来場者に対する安全に配慮するとともに、主催者が定める規則等を遵守し、出展企業にも徹底すること。
- ・事業の実施において緊急事態が発生した場合は、県、出展企業及び主催者等へ遅滞なく連絡し、適切に対応すること。
- ・必要に応じ、運営用のマニュアルを作成すること。

エ 撤去業務

- ・展示終了後は、適切に出展ブースの撤去を行うこと。
- ・撤去に当たり、スタッフの配置をするなど、必要な安全対策を行うとともに、展示会・イベント主催者が定める規則等を遵守すること。
- ・ごみ処理等、ブース内の清掃を行うこと。

オ 各種手続・支払業務

- ・出展にあたっての各種手続き及び各種経費の支払いを行うこと。
- ・出展者賠償責任保険料、情報掲載料等を、必要に応じて負担すること。

(4) P R 業務

ア 事前P R

- ・来場や参加を促すため、当エリアの関係者やアジア競技大会・アジアパラ競技大会関係者、空港周辺の事業者、テック企業やスタートアップ、メディア等に対して周知を図ること。

イ チラシの企画・制作

- ・出展・イベントP Rのため、あいちD Iの概要、出展企業、出展する技術等の概要を紹介するチラシ（A 4、両面、1枚、カラー、合計1,500部程度）の企画及び制作を行うこと。
- ・チラシは出展・イベントごとに作成すること。
- ・チラシの作成にあたっては、効果的にP Rできるよう、事前に出展企業と調整すること。

ウ パネルの企画・制作

- ・あいちD Iを周知するため、あいちD Iの概要、参加企業、実証技術等の概要を紹介する展示パネル（A 1、カラー、5個程度）の企画及び制作を行うこと。

エ リーフレットの企画・制作

- ・出展ブース等で配布するため、あいちD Iの概要、これまでの取組内容等を紹介するリーフレット（A 4、両面、4枚、カラー、1,000部程度）を企画・作成すること。
- ・版下を県の指定する形式の電子データで提出すること。

オ ノベルティの企画・制作等

- ・出展ブース等で配布するため、あいちD I を効果的にPRできるノベルティ(1,000個程度)を企画・制作すること。

(5) 事業実施報告書作成業務

- ・出展企業、イベント参加者に対しアンケート等を実施することにより、出展の効果等を取りまとめるとともに、出展に係る事業記録(記録写真の撮影、事業実施所感等)をまとめ報告書を作成すること。

(6) その他

- ・委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者である統括責任者1名を配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費(電車代、タクシー代等)

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費(電話代、郵送代等)

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 事業実施報告書 | 2部 |
| ※ 函面等を除き、A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷 | |
| イ 事業実施報告書の電子データ | 1式 |

- | | |
|--------------------------|----|
| ウ 記録写真及び関連データ等 | 1式 |
| エ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 | 1式 |
- (2) 提出先
愛知県経済産業局産業部産業振興課

7 その他

- (1) 県が実施する各事業と連携・協力すること。
- (2) 委託業務の遂行に当たっては、県と緊密な連携の下、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。また、経過については、県に随時報告するものとする。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。また、業務の実施に当たっては傷害、損害等に備えて各種保険に加入すること（委託事業者、展示会・イベント主催者又は展示物の提供者が既に加している保険で対応できる場合は新規加入を求めない）。
- (5) 当業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (6) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (7) 受託事業者は、事業の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- (8) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 受託事業者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (10) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (11) 業務の実施に当たって疑義が生じた場合、または業務遂行上の重要事項の判断に当たっては、県と十分調整の上、その指示又は承認を受けることとする。
- (12) 展示会が中止された際の契約金額の支払いについては、下記のとおりとする。
 - ア 小間料金について
展示会・イベント主催者の展示会等規約に基づき、中止が決定された時点において支払済の小間料金の内、主催者から返済される金額を除いた金額を支払う
 - イ ア以外について

中止が決定された時点までの費用について、改めて見積書を徴取し、変更契約を締結の上、支払う。

(13) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。